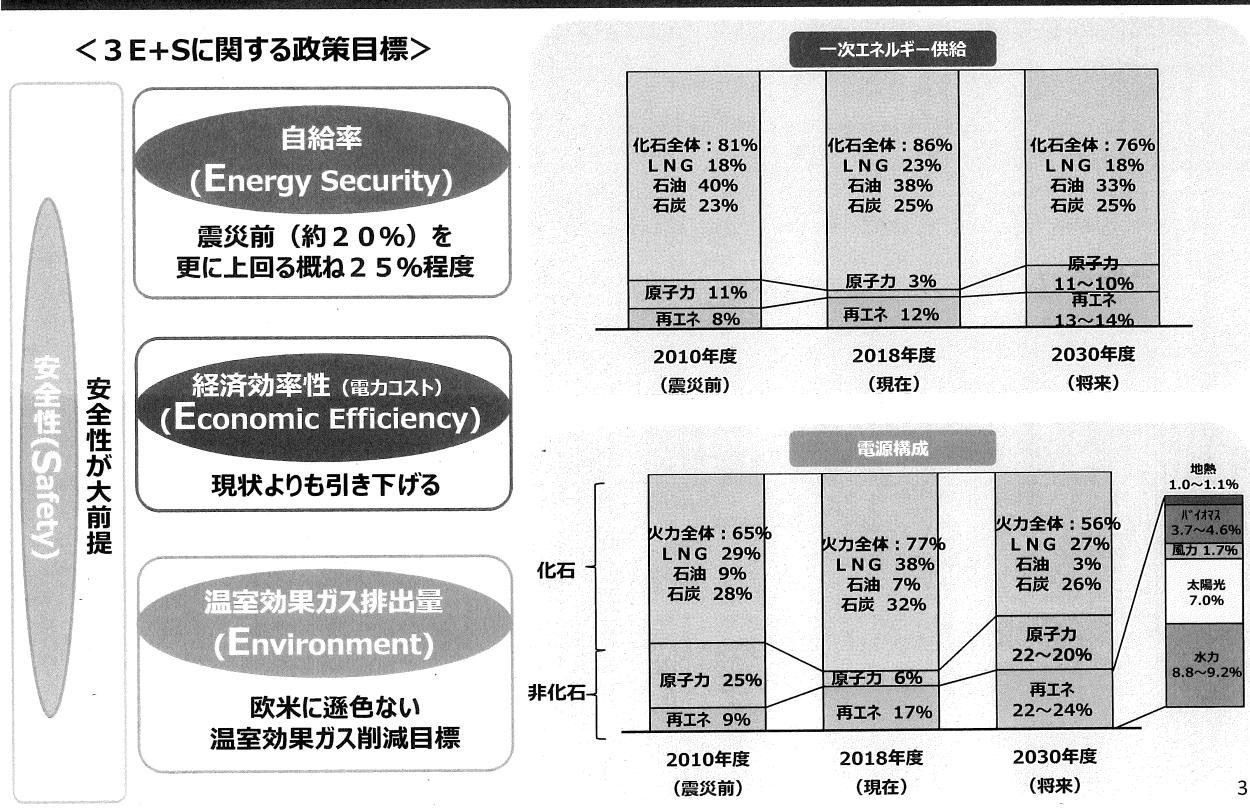


## エネルギー基本計画の見直しに向けて

令和2年10月13日  
資源エネルギー庁

1. 今後の検討の主な視座（案）
2. エネルギー政策を進める上での原点  
～原子力災害からの福島復興～
3. 3E+Sを目指す上での課題
  - a. 課題の整理
  - b. 安全性（Safety）
  - c. エネルギーの安定供給（Energy Security）
  - d. 経済効率性の向上（Economic Efficiency）
  - e. 環境適合性（Environment）
4. 次期エネルギー基本計画検討の進め方（案）

## (参考) エネルギーミックス～3E+Sの同時実現～



## (参考21) 非効率石炭フェードアウトに向けた取組

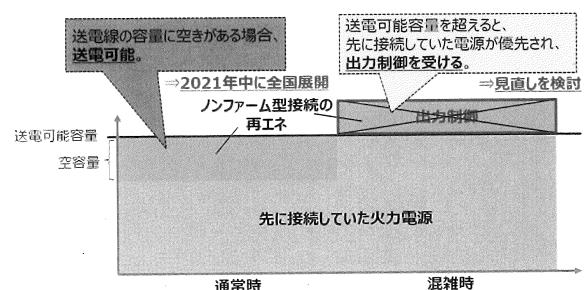
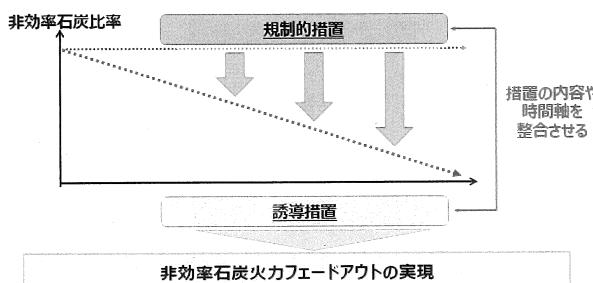
- 2030年のエネルギーミックスの達成に向け、足下32%の石炭火力比率を、非効率石炭火力のフェードアウトによって26%にする必要がある。
- その実現に向け、①省エネ法を踏まえた新たな規制的措置の導入、②容量市場等により安定供給に必要となる供給力を確保しつつ、非効率石炭の早期退出を誘導するための仕組みの創設、③再エネの大量導入を加速化するような基幹送電線利用ルールの抜本的見直し、について検討を進めているところ。

### 【①規制的措置と②誘導措置】

- ✓ “非効率”を発電方式ではなく発電効率を基本として考えつつ、省エネ法を踏まえた新たな規制的措置について、事業者ヒアリング等を実施しながら検討中。
- ✓ また、容量市場の在り方を検討する中で、非効率石炭のフェードアウトの誘導措置として取りうる措置を検討中。
- ✓ なお、事業者の予見性を確保しつつ、施策の実効性を確保していくため、規制的措置と誘導措置はパッケージとして検討を進めていく。

### 【③基幹送電線の利用ルールの見直し】

- ✓ 現行の先着優先ルールでは、ノンファーム型接続をした再エネは、送電線混雑時に、先に接続した非効率な石炭火力等に劣後して出力制御を受けるといった問題が生じるため、新たな混雑管理の方法について詳細議論中。



## (参考22) 非効率石炭フェードアウトに向けた検討の場及びスケジュール

①2030年フェードアウトに向けた規制的措置

②安定供給の確保・早期フェードアウト誘導

③基幹送電線の利用ルールの抜本見直し

### ●7/3(金)：閣議後会見（大臣の検討指示）

- ・非効率な石炭火力の「2030年までのフェードアウト」や再エネ導入の加速化に向けた新たな仕組みの導入について、7月中に検討を開始。



### ●7/13(月)：電力・ガス基本政策小委員会 ⇒ 検討の方向性・論点等について議論

3つのそれぞれの論点に応じ、総合資源エネルギー調査会の適切な場で議論



- 基本的な電力政策を議論する電力・ガス基本政策小委と、省エネ法に基づく発電効率基準を議論する省エネ小委の下の合同WGで議論

- 容量市場等の供給力確保のための市場設計を議論する電力・ガス基本政策小委制度検討作業部会で議論 ※電力広域機関でも連携して検討

- 再エネの大量導入に向けた施策を議論する、再エネ大量導入・NW小委で議論 ※電力広域機関でも連携して検討



### 「非効率石炭 2030年フェードアウト」の実現に向けた政策対応について取りまとめ

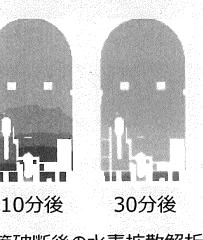
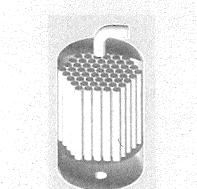
5

## (参考24) 原子力の技術開発と導入促進

### 軽水炉の安全性向上

#### 導入済

- ・コリウムシールド
  - 事故時に溶融燃料を受け止め
    - 柏崎刈羽発電所7号機に導入



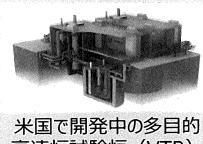
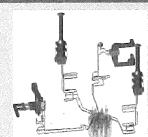
#### 実証中

- ・化学反応による水素処理装置
  - 事故時に発生する水素を処理し、水として格納容器に戻す
    - 来年度までに実証試験

### 革新的な原子力技術開発

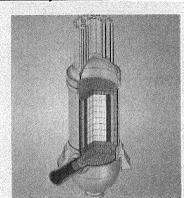
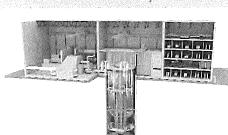
#### 高速炉

- ・「戦略ロードマップ」に基づき、着実に開発を推進
  - 米仏とも協力
  - 多様な高速炉の技術競争の促進



#### 革新的原子力技術

- 14の民間提案を採択し、F/Sを支援
- JAEAのリソース(研究施設やデータ等)を民間に開放



#### 開発中の事例

- ・水素拡散解析システム
  - 事故時の格納容器内の水素の拡散を解析
    - 今年度内に完成

6

## 次期エネルギー基本計画検討の進め方（案）

### 3E+Sを目指すまでの課題を整理

- レジリエンスの重要性など新たな要素の確認



グリーンイノベーション  
戦略推進会議

### 今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を実現するための課題の検証

- 気候変動対策を進める世界の状況
- CO<sub>2</sub>排出の太宗を占める、エネルギーの需給構造
- 脱炭素化技術への投資確保 など



### 脱炭素社会に不可欠な イノベーションのあり方



### 2030年目標の進捗と更なる取組の検証

- エネルギーミックスの達成状況
- エネルギー源ごとの取組状況
- 今後、さらに取り組むべき施策 など

【参考】『パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略』（2019年6月11日閣議決定）

「我が国は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す。」

「2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げており、その実現に向けて、大胆に施策に取り組む。」

## 「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」開催について

（令和2年11月20日）  
内閣府特命担当大臣決定

### 1. 趣旨

第203回臨時国会の総理所信表明演説にて宣言された、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、規制改革や革新的イノベーションの推進などの政策を総動員することが急務である。中でも、本社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が非常に大きな鍵を握り、その障壁となる規制改革の取組は必要不可欠である。また、再生可能エネルギーに係る規制は、関連府省庁や各自治体にまたがっており、縦割り行政等に起因する中長期的な構造的課題も孕んでおり、網羅的かつ横断的にスピード感を持って取り組まなければならない。このため、内閣府特命担当大臣（規制改革）（以下「特命担当大臣」という。）の下で、関連府省庁にまたがる再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的に、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）」を開催する。

### 2. 構成員

- (1) タスクフォースは、別紙に掲げる者をもって構成し、特命担当大臣が主宰する。ただし、特命担当大臣は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 特命担当大臣は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。また、オブザーバーとして、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### 3. 検討事項

タスクフォースの検討事項は以下のとおりとする。

- ・再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた、規制等の具体的な改革策

#### 4. 庶務

タスクフォースの庶務は、内閣府規制改革推進室において処理するものとする。

#### 5. 公表等

本タスクフォースは、公開するものとする。また、タスクフォースの終了後、タスクフォースの配付資料及び議事概要を公表するものとする。

#### 6. 準備会合

必要に応じて、タスクフォースの前に、準備会合を実施するものとする。

#### 7. その他

前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、特命担当大臣が定める。

「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」構成員名簿

構成員 大林 ミカ 自然エネルギー財団 事業局長  
高橋 洋 都留文科大学 地域社会学科 教授  
原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長  
川本 明 慶應義塾大学 経済学部 特任教授

# カーボンプライシングについて

2020年  
環境省

1

## 「カーボンプライシング」とは

- カーボンプライシングは、あらゆる主体が温室効果ガスのコストを意識して行動するよう、炭素の排出に対して価格を付ける経済的手法の一つ。
- 長期的な温室効果ガスの大幅削減を見据えて、費用効率的に削減を進めるため、多くの国・地方公共団体がカーボンプライシングを導入している。  
※2020年4月現在、46の国と32の地域が導入済み。

### ～炭素税と排出量取引制度～

- CO2トン当たりの社会的費用を明示して負担（炭素比例）させるカーボンプライシングは、価格を固定する価格アプローチ（例・炭素税）と、数量を固定する数量アプローチ（例・排出量取引制度）の2つに大別される。
- 経済理論上は、いずれの手法も同じ効果が得られるとされるが、実際的には、それぞれ特徴がある。

	価格アプローチ（炭素税）	数量アプローチ（排出量取引制度）
価格	政府により（炭素税の税率として）価格が設定される。	各主体に分配された排出枠が市場で売買される結果、価格が決まる。
排出量	税率水準を踏まえて各排出主体が行動した結果、排出量が決まる。	政府により全体排出量の上限（キャップ）が設定され、各排出主体は、市場価格を見ながら自らの排出量と排出枠売買量を決定する。
特徴	価格は固定されるが、排出削減量には不確実性あり。	排出総量は固定されるが、排出枠価格は変動あり。

2

## 諸外国におけるカーボンプライシングの導入の動き

➤ 2010年代以降、世界中でカーボンプライシングの導入が拡大。

### 1990年代：北欧を中心に炭素税の導入が進む。

- 1990年 フィンランド炭素税
- 1991年 スウェーデン炭素税、ノルウェー炭素税
- 1992年 デンマーク炭素税

### 2000年代：欧州でEU-ETS導入、北米で州レベルの制度導入が進む。

- 2005年 欧州ETS
- 2008年 スイス炭素税・ETS、カナダBC州炭素税、ニュージーランドETS
- 2009年 米国北東部州ETS

### 2010年代：アジア、南米を含む世界中で導入が進む。

- 2010年 アイルランド炭素税、東京都ETS
- 2011年 埼玉県ETS
- 2012年 日本（全国）地球温暖化対策税
- 2013年 米国カリフォルニア州ETS、カナダケベック州ETS、  
英国カーボンプライスフロア
- 2014年 フランス炭素税、メキシコ炭素税
- 2015年 ポルトガル炭素税、韓国ETS
- 2017年 カナダアルバータ州炭素税、チリ炭素税、コロンビア炭素税、  
カナダオンタリオ州ETS、中国（全国）ETS
- 2018年 南アフリカ炭素税、カナダ連邦カーボンプライシング
- 2019年 シンガポール炭素税

(出典) World Bank「Carbon Pricing Dashboard」から環境省作成。

➤ 各国が長期戦略や約束草案においてカーボンプライシングに言及。

**ドイツ**

- EU-ETSは、炭素価格を通して排出削減へのインセンティブを生み出し、各国における気候目標の達成を支援する。ドイツは、EU-ETSがより効果的なものとなるよう、欧州レベルで取り組んでいく。

**フランス**

- 目標は2016年の22€/t-CO<sub>2</sub>から、2020年に56€/t-CO<sub>2</sub>へ、**2030年には100€/t-CO<sub>2</sub>**まで引き上げる。

**米国**

- 効率的なカーボンプライシングが重要である。州・地域・セクターレベルのアプローチを進める方法、経済全体の政策メカニズムとするという方法が考えられる。
- 2017年に20ドルの実効炭素価格で開始し引き上げていくことで、CO<sub>2</sub>排出量を2050年に向けた道筋に載せることができる。**

**カナダ**

- 炭素価格付けによって、民間部門の投資とイノベーションに必要な市場シグナルを提供することができる。

**中国**

- 炭素排出取引パイロットを構築し、**全国の炭素排出取引制度を着実に実施**するとともに、炭素排出取引メカニズムを徐々に構築する。

**韓国**

- 費用効率的な削減策の促進において、2012年に、「温室効果ガス排出枠の割当及び取引に関する法律」を採択し、全国の**排出量取引制度を2015年に開始した**。

(出典) 各国の長期戦略・約束草案から環境省作成。

3

## 主な炭素税導入国との比較

(2019年1月時点)

国名	導入年	税率 (円/tCO <sub>2</sub> )	税収規模 (億円/年)	税収用途	減免措置
日本 (温対税)	2012	289	2,600 [2016年]	・省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出抑制等に活用。	・輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等は免税。
フィンランド (炭素税)	1990	7,800 (92EUR、 輸送用燃料)	1,752 [2018年]	・税制改革時に所得税の引下げ及び企業の雇用に係る費用の軽減に活用。	・石油精製プロセス、原料使用、航空機・船舶輸送、発電用に使用される燃料は免税。CHPは減税、バイオ燃料は減税、エネルギー集約型産業に対し還付措置。
スウェーデン (CO <sub>2</sub> 税)	1991	15,180 (1,180SEK)	3,028 [2017年]	・炭素税導入時に、労働税の負担軽減を実施。 2001～2004年の標準税率引上げ時には、低所得者層の所得税率引下げ等に活用。	・EU-ETS対象企業、発電用燃料及び原料使用は免税、CHPは免税。 ・EU-ETS対象外の企業に軽減税率が適用されたが、2018年に本則税率に一本化。
ノルウェー (CO <sub>2</sub> 税)	1991	6,790 (508NOK、 ガソリン)	1,642 [2017年]	・石油探掘事業者からの税収は年金基金に繰り入れ。	・大陸棚での石油探掘企業を除くEU-ETS対象企業、国際航空機・国際船舶の燃料、還元・電解質製造等原料使用、漁業用燃料、温室用軽油、バイオディーゼル、輸出用燃料、外交官が使用する燃料は免税。
デンマーク (CO <sub>2</sub> 税)	1992	2,960 (175.3DKK)	625 [2017年]	・政府の財政需要に応じて支出。	・EU-ETS対象企業及びバイオ燃料は免税。
イスラエル (CO <sub>2</sub> 税)	2008	10,790 (96CHF)	1,248 [2017年]	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残りの2/3程度は国民・企業へ還流。	・国内ETS参加企業は免税 ・政府との排出削減協定達成企業は減税 ・輸送用ガソリン・軽油は課税対象外
アイルランド (炭素税)	2010	2,520 (20EUR)	539 [2017年]	・赤字補填に活用。	・ETS対象産業、発電用燃料、農業用軽油、CHP(産業・業務)等は免税
英國 (カーボンプライスフロア)	2013	2,640 (18GBP)	822 [2017年]	・政府の財政需要に応じて支出。	・発電容量2MW以下は免税。発電容量2MW以下のCHP、待機発電設備、北アイルランドの発電設備は対象外。
フランス (炭素税)	2014	5,610 (44.4EUR)	9,939 [2018年 推計値]	・一般会計から、交通インフラ資金調達庁、及び、エネルギー移行のための特別会計に充当。	・EU-ETS企業は2013年の税率、エネルギー集約型産業は2014年の税率を適用。 ・原料使用、特定の非鉱物製造工程、発電用燃料等は免税。
ポルトガル (炭素税)	2015	1,600 (12.74EUR)	120 [2015年]	・所得税の引下げ(予定)。 ・一部電気自動車購入費用の還付等に充当。	・農業・漁業等は減税。 ・EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,960 (35CAD)	1,062 [2018年]	・法人税や所得税の減税等に活用(税率中立)。	・州外に販売・輸出される燃料、越境輸送に使用される燃料、農業用燃料、燃料製造用原料使用等は免税。

(出典) 各国政府資料より環境省作成。

(注1) 税率は2019年1月時点、税収は取得可能な直近の値。

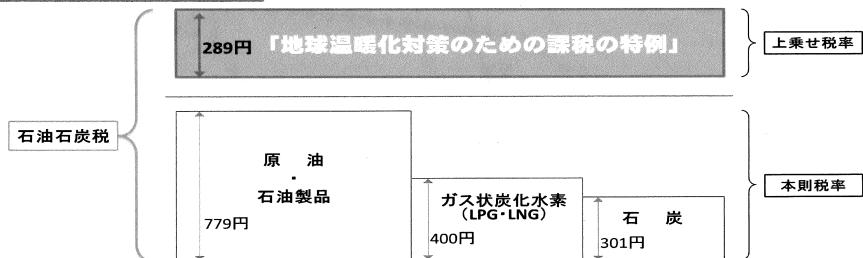
(注2) 為替レート：1CAD=約85円、1EUR=約126円、1CHF=約112円、1DKK=約17円、1SEK=約13円、1INOK=約13円(2016～2018年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)。

4

## 「地球温暖化対策のための税」(温対税)について

- 全化石燃料に対してCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率（289円/CO<sub>2</sub>トン）を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ(平成28年4月に最終段階に到達)
- 石油石炭税の特例として、歳入をエネルギー特会に繰り入れ、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制対策に充当

### CO<sub>2</sub>排出量1トン当たりの税率



### 段階施行

課税物件	本則税率	H24年10/1～	H26年4/1～	H28年4/1～
原油・石油製品 [1k ℥当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1 t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※( )は石油石炭税の税率

(注) 例えば、ガソリンの増税分760円を1 ℥あたりで換算すると0.76円相当(平成28年4月～)となる。

### 税 収

H25年度：約900億円 / H26・H27年度：約1,700億円 / H28年度以降(平年)：約2,600億円

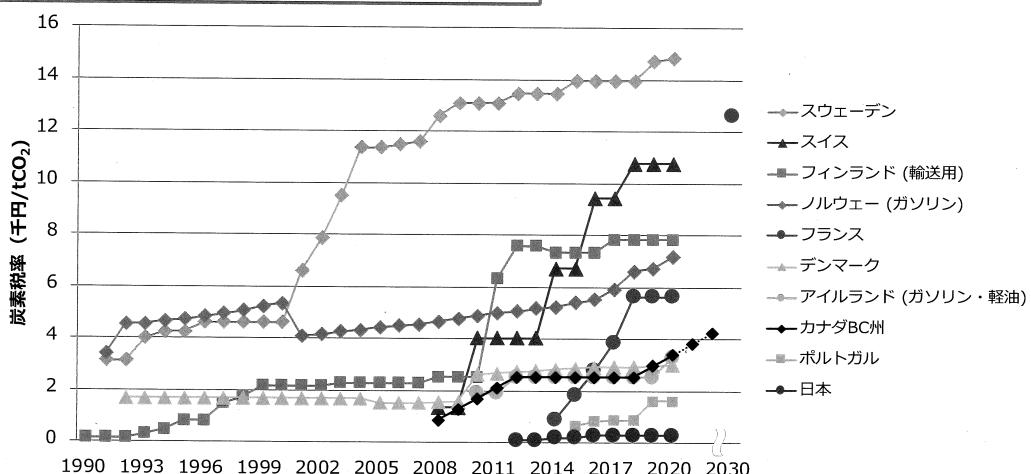
→ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

5

## 主な炭素税導入国の水準比較

- 多くの炭素税導入国において、税率の顕著な引上げが行われている。
- また、フランスでは、中長期的に大幅な炭素税率の引上げが予定されている。
- 我が国の地球温暖化対策のための税の税率は、2016年4月に最終税率の引上げが完了したが、諸外国と比較して低い水準にある。

### 主な炭素税導入国の中の税率推移及び将来見通し



(出典)みずほ情報総研

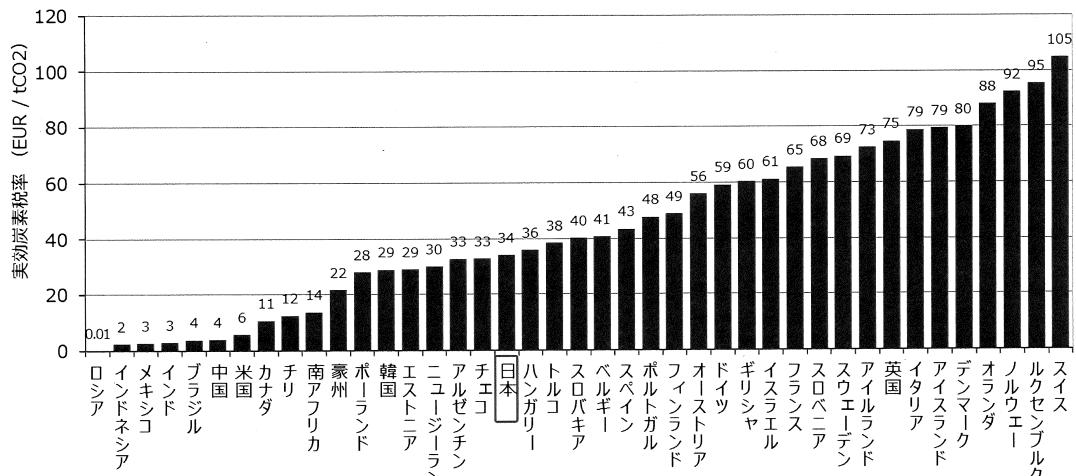
(注1)スウェーデン(1991年～2017年)及びデンマーク(1992年～2010年)は産業用軽減税率を設定していたが、ここでは標準税率を採用(括弧内は産業用税率を設定していた期間)。

(注2)為替レート: 1CAD=約85円、1EUR=約126円、1CHF=約112円、1DKK=約17円、1SEK=約13円、1NOK=約13円。(2017～2019年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

## 全部門の実効炭素価格の国際比較

- OECDによれば、日本及び諸外国の実効炭素価格（排出枠価格、炭素税、エネルギー税の合計）（全部門）は以下のとおり。

全部門（2012年4月時点）



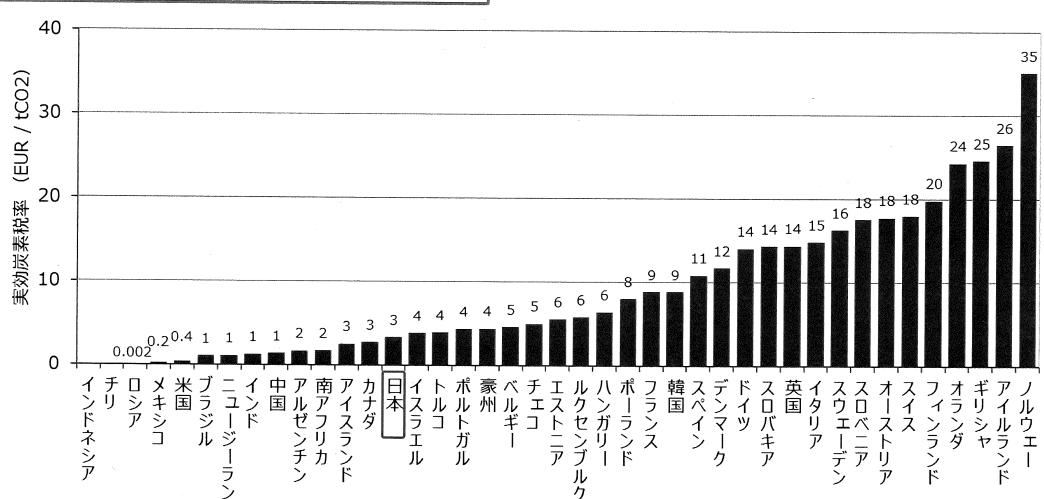
(注) 個別の減免措置を加味するため、各国情報別の実効炭素価格（炭素税・エネルギー税の税率の合計及び排出量取引制度の排出枠価格）を、部門別のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量で加重平均をとって算出。2012年10月から導入されている温対税（289円/tCO<sub>2</sub>）は含まれていない。「Effective Carbon Rates」ではバイオマスの排出量が計上されており、排出量と課税額にそれぞれバイオマス起源排出への課税が含まれる。

(出所) OECD (2016) 「Effective Carbon Rates」より環境省作成。

## 産業部門の実効炭素価格の国際比較

- OECDによれば、産業部門の実効炭素価格（排出枠価格、炭素税、エネルギー税の合計）は以下のとおり。

産業部門（2012年4月時点）



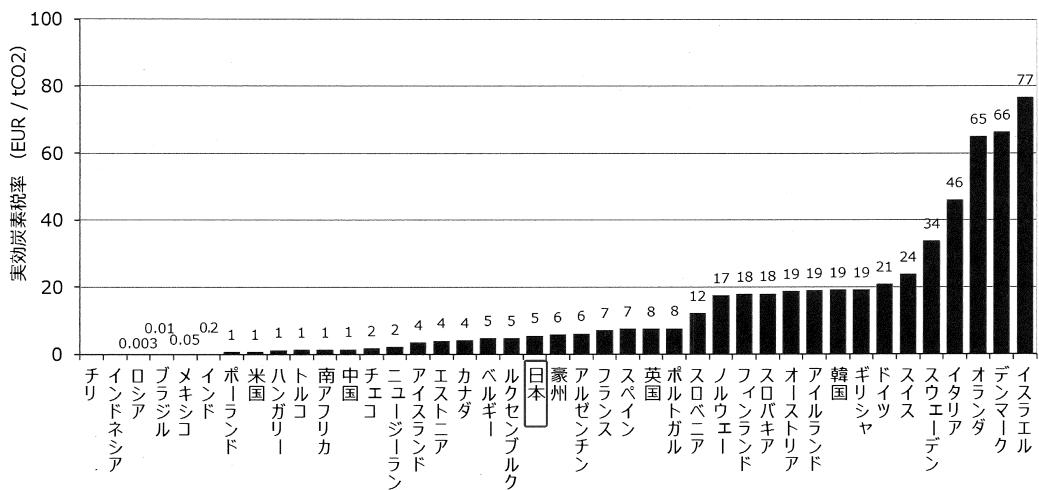
(注) 個別の減免措置を加味するため、当該部門内の炭素価格（炭素税・エネルギー税の税率の合計及び排出量取引制度の排出枠価格）を、それぞれ対応するエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量で加重平均をとって算出。2012年10月から導入されている温対税（289円/tCO<sub>2</sub>）は含まれていない。「Effective Carbon Rates」ではバイオマスの排出量が計上されており、排出量と課税額にそれぞれバイオマス起源排出への課税が含まれる。

(出所) OECD (2016) 「Effective Carbon Rates」より環境省作成。

## 家庭・業務部門の実効炭素価格の国際比較

- OECDによれば、家庭・業務部門の実効炭素価格（排出枠価格、炭素税、エネルギー税の合計）は以下のとおり。

家庭・業務部門（2012年4月時点）



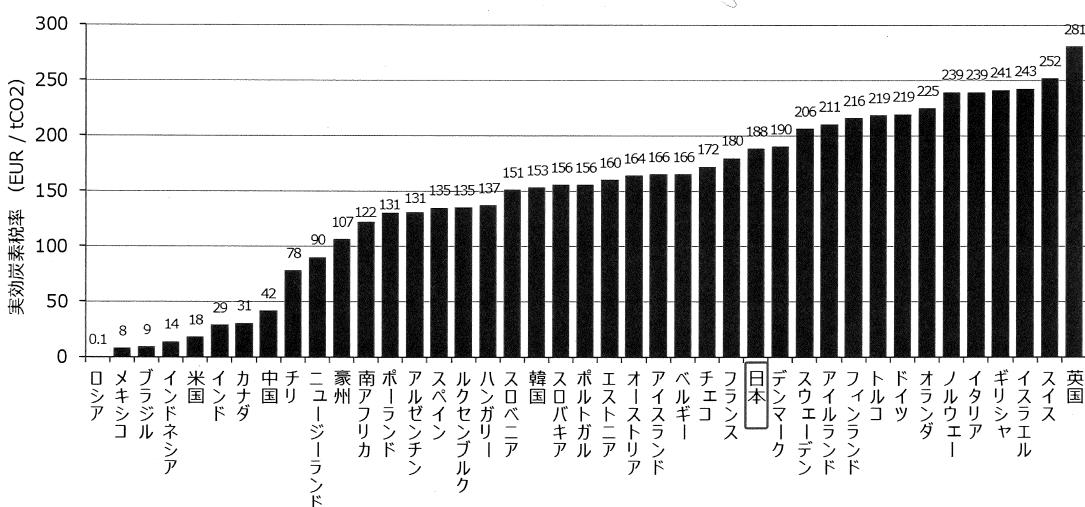
(注) 個別の減免措置を加味するため、当該部門内の炭素価格（炭素税・エネルギー税の税率の合計及び排出量取引制度の排出枠価格）を、それぞれ対応するエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量で加重平均をとって算出。2012年10月から導入されている温対税（289円/tCO<sub>2</sub>）は含まれていない。「Effective Carbon Rates」ではバイオマスの排出量が計上されており、排出量と課税額にそれぞれバイオマス起源排出への課税が含まれる。

(出所) OECD (2016) 「Effective Carbon Rates」より環境省作成。

## 道路輸送部門の実効炭素価格の国際比較

- OECDによれば、道路輸送部門の実効炭素価格（排出枠価格、炭素税、エネルギー税の合計）は以下のとおり。

道路輸送部門（2012年4月時点）



(注) 個別の減免措置を加味するため、当該部門内の炭素価格（炭素税・エネルギー税の税率の合計及び排出量取引制度の排出枠価格）を、それぞれ対応するエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量で加重平均をとって算出。2012年10月から導入されている温対税（289円/tCO<sub>2</sub>）は含まれていない。「Effective Carbon Rates」ではバイオマスの排出量が計上されており、排出量と課税額にそれぞれバイオマス起源排出への課税が含まれる。

(出所) OECD (2016) 「Effective Carbon Rates」より環境省作成。

## 中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会

- ・パリ協定やSDGsを踏まえ、第5次環境基本計画においては、持続可能な社会の構築を目指していくためには、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの創出や気候変動問題と経済・社会的課題の同時解決を実現しつつ、国内の地域から世界に至るまで多面的・多層的に政策を展開することが求められている。
- ・こうした状況を受け、**あらゆる主体に対して、脱炭素社会に向けた資金を含むあらゆる資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長につなげていく原動力としてのカーボンプライシングの可能性**について審議を行うため、中央環境審議会地球環境部会に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が設置された。
- ・平成30年6月29日に設置し、令和元年7月25日に、議論の中間整理を行った。

### <委員>

		(◎：委員長、○：委員長代理)
◎ 浅野 直人	福岡大学名誉教授	小西 雅子 WWFジャパン自然保護室 専門ディレクター (環境・エネルギー)
有村 俊秀	早稲田大学政治経済学部教授	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
	同環境経済経営研究所所長	神野 直彦 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
石田 建一	日本気候リーダーズパートナーシップ共同代表	高村 ゆかり 東京大学 未来ビジョン研究センター教授
岩田 一政	(公社)日本経済研究センター理事長	月山 将 電気事業連合会副会長
牛島 慶一	EY Japan CCSリーダー	手塚 宏之 (一社)日本鉄鋼連盟エネルギー技術委員長
	気候変動・サステナビリティサービス(CCASS) プリンシバル	土居 文朗 慶應義塾大学経済学部教授
遠藤 典子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授	前田 章 東京大学大学院総合文化研究科教授
大塚 直	早稲田大学法学部教授	増井 利彦 国立環境研究所社会環境システム 研究センター統合環境経済研究室長
大野 輝之	(公財)自然エネルギー財団常務理事	椋田 哲史 (一社)日本経済団体連合会専務理事
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授	森澤 充世 CDP事務局ジャパンディレクター
河口 真理子	(株)大和総研調査本部主席研究員	PRI事務局ジャパンヘッド
神津 信一	日本税理士連合会会长	諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授 安田 洋祐 大阪大学大学院経済学研究科准教授 吉村 政穂 一橋大学大学院法医学研究科教授

11

## (参考) カーボンプライシングの活用に関する小委員会の開催実績

### 第1回：2018年7月30日（月）

・脱炭素社会に向けた動向

### 第2回：2018年8月27日（月）

・第1回の議論のまとめ／カーボンプライシングの意義・効果および課題等（諸外国のカーボンプライシングの導入背景、CO2削減効果、経済との関係）／脱炭素社会に向けた動向

### 第3回：2018年10月25日（木）

・これまでの議論のまとめ／カーボンプライシングの意義・効果および課題等（炭素リーケージ、逆進性）／これまでの御指摘事項について／日中韓カーボンプライシング・メカニズム・フォーラム

### 第4回：2018年11月22日（木）

・これまでの議論のまとめ／カーボンプライシングの意義・効果および課題等（暗示的炭素価格、日本経済の状況・課題とカーボンプライシングの関係について）／これまでの御指摘事項について

### 第5回：2018年12月27日（木）

・これまでの議論のまとめ／カーボンプライシングの意義・効果および課題等（日本経済の状況・課題とカーボンプライシングの関係について）／これまでの御指摘事項について／COP24の結果について

### 第6回：2019年2月18日（月）

・カーボンプライシング（炭素税）について

### 第7回：2019年3月27日（水）

・カーボンプライシング（排出量取引制度）について

### 第8回：2019年4月24日（水）

・現行の「地球温暖化対策のための税」の現状について／CO2排出削減と関連する既存の制度について／排出量取引と炭素税の組み合わせについて

### 第9回：2019年5月24日（金）

・第5回から第8回の議論の概要／カーボンプライシングの意義・効果及び課題等（日本経済の課題とカーボンプライシングの関係について（続き））／CO2排出削減と関連する既存の制度について

### 第10回：2019年6月21日（金）

・第5回から第9回までの議論の概要／議論の中間的な整理に向けて

### 第11回：2019年7月25日（木）

・議論の中間的な整理

12

## 今後の議論の進め方等

### ● カーボンプライシングの活用の可能性に関する議論の中間的な整理

(2019年8月) (抜粋)

#### 6-3 今後の議論の進め方等

##### (1) 議論の進め方等

脱炭素社会への円滑な移行を実現するとともに、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくためには、今後は、将来の日本のあるべき姿を踏まえながら、カーボンプライシングの可能性について、更なる議論が重要である。

また、どのような水準の炭素価格を考えることができるか、そのような炭素価格が経済・社会にどのようなCO<sub>2</sub>削減効果や作用・影響をもたらす可能性があるかについて、今後の定量的な議論が重要である。

##### (2) CO<sub>2</sub>排出削減と関連のある既存制度とカーボンプライシングの関係

CO<sub>2</sub>排出削減と関連のある既存制度（省エネ法、高度化法やFIT制度など）とカーボンプライシングとの関係については、第3章（注：第3章「カーボンプライシングがもたらす可能性のある課題」）や本章6-2（注：第6章6-2「CO<sub>2</sub>排出削減と関連のある既存制度とカーボンプライシングとの関係」）等において様々な意見が示されているところ、これらも踏まえつつ、国民の理解を得ながら、各制度が十全に効果を発揮し、それぞれの目的を達成していくために、今後の議論が重要である。

##### (3) 長期戦略を踏まえた議論

2019年6月11日、政府は、パリ協定の規定に基づく我が国の長期低排出発展戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定した。

この中では、カーボンプライシングについて、下記のとおり盛り込まれている。（注：次ページを参照。）このことを踏まえ、今後、カーボンプライシングについて、国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論をさらに深めていくべきである。

13

（参考）「パリ協定を踏まえた長期戦略としての成長戦略」（令和元年6月11日閣議決定）（抜粋）

#### 第4章：その他の部門横断的な施策の方向性

##### (5) カーボンプライシング

2016年のG7伊勢志摩サミット及び2018年のG7シャルルボワサミットにおいて、カーボンプライシングを巡る議論が行われた。カーボンプライシングについては、既に欧州諸国や米国の一  
部の州をはじめとして導入している国や地域があり、中国でも全国規模で排出量取引制度を導入している。一方、我が国はCO<sub>2</sub>の限界削減費用が高く、エネルギーコストも高水準、またエネルギー安全保障の観点においてもエネルギー資源の大半を輸入しているという事情がある。カーボンプライシングには、市場を介した価格付けだけでなく、税制も含まれる（既に一部導入）が、制度によりその効果、評価、課題も異なる。国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。